

資料編

- 1 計画の策定経過
- 2 調査結果の概要
- 3 意見交換会実施結果
- 4 パブリックコメント実施結果
- 5 厚木市保健福祉審議会規則
- 6 厚木市保健福祉審議会委員名簿
- 7 厚木市障害者協議会規程
- 8 厚木市障害者協議会実務者会議委員名簿
- 9 厚木市地域福祉推進会議設置規程
- 10 厚木市地域福祉推進会議委員名簿
- 11 諮問・答申
- 12 用語集



1 計画の策定経過

開催日時	会議名・検討事項
平成28年	
11月10日～ 11月30日	厚木市障害福祉サービス利用・提供実態調査実施
平成29年	
5月8日	第1回厚木市保健福祉審議会 福祉部3計画の改定・策定の取組方針について
5月18日	第1回厚木市障害者協議会実務者会議 障がい者福祉計画（第5期）の策定の取組方針について
6月27日	平成29年度厚木市地域福祉推進会議 第1回会議 1 計画の策定方針について 2 障がい者福祉計画について 3 策定スケジュールについて
6月29日	第2回厚木市障害者協議会実務者会議 障がい者福祉計画（第5期）の素案について
7月13日	第3回厚木市障害者協議会実務者会議 障がい者福祉計画（第5期）の素案について
7月30日	厚木市障がい者福祉計画（第5期）の策定に係る意見交換会
8月23日	第2回厚木市保健福祉審議会 障がい者福祉計画の策定について
9月21日	平成29年度厚木市地域福祉推進会議 第2回会議 厚木市障がい者福祉計画（第5期）素案について
10月10日	第3回厚木市保健福祉審議会 障がい者福祉計画について（諮問）
10月13日	第4回厚木市保健福祉審議会 障がい者福祉計画について
10月20日	厚木市保健福祉審議会 障がい者福祉計画について（答申）
11月27日～ 12月27日	パブリックコメント実施
平成30年	
1月23日	第5回厚木市保健福祉審議会 パブリックコメントの実施結果について
1月25日	平成29年度厚木市地域福祉推進会議 第3回会議 パブリックコメントの実施結果について

2 調査結果の概要

(1) 調査の目的

障がい者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、障がい者のニーズを反映した適切なサービスが提供されているかどうか重要な要素となります。

障がい者に関する計画には、障害者基本法に基づき、障がい者福祉施策の基本的な計画として策定する障害者福祉計画、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の確保に関する計画として策定する障害福祉計画があります。また、児童福祉法の改正により、障害児支援の提供体制に係る整備計画として障害児福祉計画を策定することになりました。

本市では、平成 30 年度から始まる厚木市障害者福祉計画（第 5 期）、厚木市障害福祉計画（第 5 期）及び厚木市障害児福祉計画（第 1 期）の策定に向けて、市内にお住まいの障がい者や市内で障害福祉サービスを実施している事業者、法人を対象に、障がい者が地域で暮らしていく上での課題やニーズを的確に把握するために調査を行いました。

(2) 調査設計

ア 障害福祉サービス利用実態調査

○ 対象者

身体障がい者	170 人
知的障がい者	170 人
精神障がい者	150 人
障がい児	110 人
合計	600 人

○ 調査方法

郵便による配布・郵便による回収

○ 調査期間

平成 28 年 11 月 10 日（木）～平成 28 年 11 月 30 日（水）

○ 調査内容

①あなたご自身について	6 問
②生活状況について	14 問
③訪問系サービスについて	4 問
④日中活動系サービスについて	4 問
⑤その他	1 問
自由記述	1 問

イ 障害福祉サービス提供実態調査

○ 対象者

市内の障害福祉サービス事業所	104 団体
----------------	--------

○ 調査方法

郵便又はメールによる配布・FAX 又はメールによる回収

○ 調査期間

平成 28 年 11 月 10 日（木）～平成 28 年 11 月 30 日（水）

○ 調査内容

①事業所の運営状況について	10 問
②事業展開における現状と課題について	5 問
③一般就労及び地域移行への取組について	4 問
④今後の予定について	4 問
自由記述	1 問

(3) 回収状況

		配布数	回収数	回収率
障害福祉サービス利用実態調査		600 人	346 人	57.7%
	身体障がい者	170 人	99 人	58.2%
	知的障がい者	170 人	110 人	64.7%
	精神障がい者	150 人	84 人	56.0%
	障がい児	110 人	53 人	48.2%
障害福祉サービス提供実態調査		104 団体	88 団体	84.6%

※ 手帳を複数所持している場合は、主たる障害者手帳の種類で集計

※ 手帳を所持していない発達障がい者は、知的障がい者に含めて集計

※ 手帳を所持していない高次脳機能障がい者は、精神障がい者に含めて集計

(4) 調査結果のまとめ

ア 障害福祉サービス利用実態調査

① あなたご自身について

- 身体障がい者は 40 歳以上になると大幅に増加しています。65 歳以上になると、障がい者のうち身体障がい者の占める割合が 7 割となっています。これは、疾病に起因するものが多く、今後も高齢化により身体障がい者は増加していくものと考えられます。精神障がい者は 30 歳～59 歳までの働き盛りの年代が中心となっています。障がい児の場合は、知的障がいと発達障がい全体が全体の 8 割を超えています。

① あなたご自身について

- 人口が多い「厚木」「睦合」「睦合南」「荻野」の地区では、障がい者数も多くなっています。また、未回答が全体の2割を超えており、無記名アンケートであっても、町域を書くのに抵抗があったと思われます。

②生活状況について

- 日常生活の主な介助者（支援者）については、「父・母」が最も多く、次いで「総合支援法や介護保険のサービス事業者」が多くなっています。高齢の方が多いと思われる身体障がい者では「総合支援法や介護保険のサービス事業者」が最も多くなっています。これは、身体障がい者は他の障がい者と比較すると高齢者が多いためと考えられます。
- 市が委託している相談場所を知っているかについては、全体では「障害者総合相談室ゆいはあと」を知っていると回答した人は5割を超えています。65歳以上になると、介護保険が適用となるため、「地域包括支援センター」を知っている人は5割を超えています。平成27年10月に設置した「障がい者相談支援センター」は約1割にとどまっています。平成26年6月に設置した「権利擁護支援センター」は1割未満となっています。身近な相談場所として、更なる周知が必要と思われます。
- 外出時に困っていることについては、身体障がい者は多くの面で外出時の困り感を感じています。知的障がい者は「家族やヘルパーの付き添いが必要である」が最も多くなっています。精神障がい者は「公共交通機関が不便である」や「費用がかかり負担となる」が多くなっていますが、「特にない」と外出時における困り感を感じていない人もいました。障がい特性に応じたきめ細かな支援が必要と思われます。
- 障がい者の就労支援として必要なことについては、全ての障がい者で「職場の障がい者理解」が最も多くなっています。次いで、身体障がい者では「勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮」、知的障がい者では「通勤手段の確保」、精神障がい者では「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が多くなっています。障がい者の就労には、障がい特性に応じたきめ細かな支援が必要と思われます。
- 障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無については、障がい者の7割以上が「ある」「少しある」と回答しています。「電車・バス・タクシー」等の公共交通機関や「保育所・学校・職場」等の身近な場所で経験しています。
- 地域の障がい者に対する理解についてどう思うかは、身体障がい者と知的障がい者では、「やや理解がある」が最も多くなっていますが、精神障がい者では、「理解不足」と感じる傾向にあるようです。

② 生活状況について

- 地区別に見ると、5割以上の障がい者が「理解がある」と感じている地区は、「厚木」「玉川」「南毛利」「相川」となっています。
- 地域の人とつながりが持てているかについては、ほとんどの地区で5割以上の障がい者が「ある」としています。「厚木」では、6割以上が「ない」としていますが、高層マンション建設等により人口が増加傾向にある地区であり、隣近所との人間関係が希薄な地域があるためと思われます。
- どんなつながりなのかについては、ほとんどの地区で「あいさつする程度」が最も多くなっています。「睦合南」と「南毛利」は、他の地区と比較すると「運動会などの地域の行事」や「清掃などの自治会活動」の割合が少なくなっています。
- 参加したいと思う地域の活動や行事は、全ての地区で「特にない」が最も多くなっています。
- 自分が住んでいる地域で支え合い活動が行われているかについては、「思う」と回答している人が多い地区は「小鮎・緑ヶ丘」「玉川」となっています。8割以上の障がい者が「思わない」と回答している地区は「厚木南」「南毛利」「相川」となっています。
- 自分が住んでいる地域にあってほしいと思う支え合い活動については、全体としては「気軽に行ける自由な居場所づくり」が最も多くなっています。身体障がい者では「急病などの緊急時の手助け」が最も多くなっています。知的障がい者は、それ以外にも「通院、買い物などの外出のお手伝い」や「見守り・安否確認」も多くなっており、他の障がいと比較すると、地域での支え合い活動をより希望していると思われます。精神障がい者は「悩み事の相談」が次に多くなっています。
- 地区別に見ると、ほとんどの地区で「気軽に行ける自由な居場所づくり」と「急病などの緊急時の手助け」が多くなっています。「厚木南」「睦合南」「小鮎・緑ヶ丘」では「特にない」と回答した人も多くなっています。「睦合南」「相川」では「見守り・安否確認」、「依知」「南毛利」「相川」では「悩み事の相談」、「玉川」では「通院、買い物などの外出のお手伝い」が多くなっています。

③ 訪問系サービスについて

- 訪問系サービスは、全体の4割の障がい者が利用しており、身体障がい者が多く利用しているサービスとなっています。概ねサービスには満足しているようです。

④ 日中活動系サービスについて

- 日中活動系サービスは、全体の7割の障がい者が利用しておりますが、身体障がい者は「利用したことがない」が最も多くなっています。日中活動としては「短期入所」と「生活介護」が多くなっています。
障がい児では、児童福祉法のサービスが中心となっています。
65歳以上の障がい者は5割に満たない利用となっています。
- 利用回数については、「週に5回以上」が最も多く、職場と同様に平日の日中活動として通所していると思われます。精神障がい者では「週に3～4回」が最も多く、次いで「週に1～2回」が多くなっています。病状悪化により通所出来ない日があるためと思われます。
- 概ねサービスには満足しているようです。また、サービスについて改善してほしい（こうなってほしい）と思うことについては、訪問系サービスでは回答が少なかった「サービスについての情報提供を増やす」が多くなっており、事業所の特色を知った上で選びたいという気持ちの表れがあるのではないかと考えられます。

⑤ その他

- 障がい者が地域で安心して暮らしていけるようにするために行政にどんな取組を求めるかについては、「介護保険や障害福祉サービスの充実」が最も多くなっています。身体障がい者や知的障がい者は、次いで「災害に対する支援体制の構築」が多くなっています。精神障がい者は「雇用の場の確保」が最も多く、身体障がい者や知的障がい者で多かった「災害に対する支援体制の構築」は少なく、身体障がい者や知的障がい者で少なかった「生きがいや趣味などの活動機会の提供」が多くなっています。障がい特性に応じた多種多様な取組が求められています。
- 障がい者にとって、参加したいと思う地域の活動や行事は今のところ考えられないようですが、地域にあったらいいと思う支え合い活動はあるようです。今後は、地域の障がい者に対する理解促進を図りながら、障がい者が参加したいと思うような活動を地域で創出していく必要があります。
- 多くの障がい者が、さまざまな障害福祉サービスを利用しながら生活しています。今後は、少子高齢化、超高齢社会（一人暮らし、ダブルケア）、支援の担い手の不足がさらに進むと予想されます。家族のみに負担の掛かることがないように公的なサービスの充実だけでなく、地域で支える仕組みの構築や、地域課題や障がい特性に応じたきめ細かな支援が必要となります。

イ 障害福祉サービス提供実態調査

①事業所の運営状況について

- 事業費における人件費の占める割合が50%を超えている事業所は、全体の8割以上となっています。
- 障害福祉サービス事業所の職員数を雇用形態別に見ると、ほとんどの事業所で1人以上の正社員・正職員と、複数名のパート（非常勤）を配置しています。
- 正社員・正職員が5人以下の事業所は全体の約7割となっています。
- 5割近くの事業所は、職員数が10人以下となっています。
- 平成27年度の退職者数を見ると、定年退職が13人、定年退職以外が131人と、離職や転職が多いと思われます。全体の7割近くの事業所で定年退職以外の退職者があります。
- 職員数の過不足を見ると、職員が不足している（大変不足している・不足している・やや不足している）事業所は、全体の6割以上となっています。前回調査（平成26年5月実施）でも6割以上となっており、慢性的な職員不足となっている事業所が多いと思われます。
- 職員定着のための取組を見ると、半数以上の事業所が「外部の研修への金銭的な参加支援」と「事業所内での研修機会の確保」を行っています。
- 現在、提供している障害福祉サービス（障害児支援も含む）について、利用者のうち厚木市援護者の占める割合をみると、「居宅介護（ホームヘルプ）」等の訪問系サービス、「就労継続支援（B型）」、「地域活動支援センター」、「移動支援」、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」で8割以上となっています。これは、在宅の障がい者や障がい児が利用しているためと考えられます。
- 前回調査（平成26年5月実施）と比較しても、厚木市援護者の占める割合は全体的に増えています。
- 前回調査（平成26年5月実施）において、厚木市援護者の占める割合が9割以上であった「日中一時支援」は7割に減り、「放課後等デイサービス」は5割から8割に増えています。本市では障がい児の利用が多かった「日中一時支援」ですが、療育支援である「放課後等デイサービス」を提供する事業所の増加により、移行が図られたと思われます。
- 居宅介護（ホームヘルプ）等の訪問系サービスについては、新規利用者の受入不可能と回答した事業所が多くなっています。利用者のうち厚木市援護者が8割以上であるにもかかわらず、新規利用者の受入れが困難な状況を鑑みると、訪問系サービスが不足していると思われます。

① 事業所の運営状況について

- 過去5年間、就労移行支援及び就労継続支援の利用者のうち、一般就労に移行した者については、年々増加していますが、全体利用者のうち10%未満にとどまっています。

② 事業展開における現状と課題について

- 事業を展開する上での問題点・課題としては、「職員の確保が困難」と回答した事業所は6割以上となっています。職員の人材不足は全体的な課題と考えられます。
- 事業所がサービスの質を向上させるために行っている取組を見ると、9割以上の事業所が「利用者個々に応じたサービス提供ができるような工夫をする」、4割の事業所が「地域における障害者支援ネットワークの構築に努める」を行っています。
- 他の事業者や関係機関等との連携がとれているかについては、「利用者の家族」が最も多く、次いで「相談支援事業所」「市役所障がい福祉課」が多くなっています。「地域包括支援センター」「ケアマネ」「介護保険のサービス事業所」については、全体としては「連携がとれていない」と回答している事業所が多くなっていますが、居宅介護（ホームヘルプ）等の訪問系サービスの事業所の多くは「連携がとれている」回答しています。
- 前回調査（平成26年5月実施）の「地域包括支援センター」は、「連携がとれている」が最下位、「連携がとれていない」が最上位という結果でしたが、今回の調査では、連携体制がより進んだといえる結果となりました。

③ 一般就労及び地域移行への取組について

- 障がい者の地域移行に向けて必要な条件を見ると、6割以上の事業所が「グループホーム等地域で生活できる場の整備」、5割以上の事業所が「夜間や緊急を含めた相談できる体制の整備」、「地域の理解を進めるための啓発活動」と回答しています。「日中活動の場の整備」については、前回調査（平成26年5月実施）では5割以上という結果でしたが、今回の調査では約4割となり、日中活動の場の整備が進んだといえる結果となりました。

③ 今後の予定について

- 現在提供中で事業を拡大する予定のない事業又は新規参入する予定のない事業は、「重度障害者等包括支援」、「療養介護」、「自立訓練（機能・生活・宿泊型）」、「日中一時支援」、「一般相談支援（地域移行・地域定着）」、「医療型児童発達支援」、「障害児入所施設」となっています。利用者からのニーズもあまり聞かれないサービスとなっています。

④ 今後の予定について

- 新規参入する予定の事業で多かったものは、「就労継続支援（B型）」「共同生活援助（グループホーム）」「障害児相談支援」となっています。
- 現在提供中で事業を拡大する予定の事業で多かったものは、「居宅介護（ホームヘルプ）」となっています。
- 新規参入を検討したことのない事業所は、全体の6割以上となっています。
- 新たなサービス提供についての課題や問題点は、「人員体制の確保」が最も多く、次いで「報酬が低く採算が合わない」となっています。
- 前回調査（平成26年5月実施）と比較すると、サービスを提供する事業所は全体的に増加していますが、「居宅介護（ホームヘルプ）」等の訪問系サービスは不足している状況です。また、身体障がい者の日中活動の場も不足している状況です。今後の課題としましては、事業所が新規参入しにくいサービスをどのように整備していくかであると思われます。

3 意見交換会実施結果

政策等の議題（テーマ）の名称及び検討事項	厚木市障がい者福祉計画（第5期）の策定に向けての意見交換会	
開催日時	平成29年7月30日（日） 午前10時から午前11時45分まで	
開催場所	厚木市役所本庁舎 4階 大会議室	
参加者数	19人	
意見交換会の経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 厚木市障がい者福祉計画（第5期）の概要（案）について説明 3 意見交換 4 閉会 	
No.	質問・意見の概要	市の考え方
1	緊急通報システム機器の貸与は、どのような方が対象となるのか。精神障がい者は含まれるのか。	対象者は、1, 2級の身体障害者手帳を交付されている重度の障がい者のみの世帯、1, 2級の身体障害者手帳を交付されている重度の障がい者と65歳以上の高齢者で構成されている世帯で、常時注意を必要とする方です。
2	障がい者や家族の状況等についての実態把握は、どのように実施しているのか。	障がい者相談支援センターと地域包括支援センターが連携して、地域のネットワークを活用することにより、地域から孤立している世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯など、支援が必要な世帯を把握し、適切な支援につなげようとするものです。
3	厚生労働省が方針として掲げた「我が事・丸ごと」地域共生社会は、障がい特性に適した専門的な支援が受けられなくなるのではと心配している。今後どうなっていくのか。厚木市には、障がい特性をよく考えた施策を実行していくことを計画の大柱に入れていただきたい。	この計画では、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会を将来像としています。目指す姿を達成するために取り組む施策は、障がい特性に応じたものとなるよう専門性の確保に取り組んでまいります。
4	「こころのふれあいフェスタ」は非常に良い事業である。精神障がいに対する理解はまだ進んでいない。計画期間の3年間だけでなく、継続してほしい。	障がい者理解は最も重要な施策であると考えています。今後も引き続き実施していきたいと考えています。

	質問・意見の概要	市の考え方
5	精神障がい者だけは、バスの運賃が割引にならない。こうしたことは計画に含まれているか。	精神障がい者の方につきましても、運賃を割引していただくよう、毎年バス会社に対して要望しております。
6	心身障害者医療費助成は、精神障がい者は対象となるか。他の障がいとの格差について是正していただくようお願いしたい。	精神障がい者は1級が対象となります。優先的にどのような方を支援しなければならないか、障がい特性を踏まえて、県央他市の状況を確認しながら検討しているところです。
7	障がい者理解の促進はぜひ進めてほしい。	障がい者理解は最も重要な施策であると考えています。様々な機会を通して啓発を行ってまいります。
8	障がい者が参加しやすい防災訓練は、以前にもお願いしてきたが、そのままの状況になっている。いざという時に、障がい者は大変な思いをしてくている。今のままでいいのか、再検討してほしい。	これまでも、障がい者が地域の防災訓練に参加している事例はあったと思いますが、地域にとっても、障がい者が防災訓練に参加することは大変有意義であると考えております。今後とも、障がい者が参加しやすい防災訓練の実施について働きかけてまいります。
9	障害者団体については、それぞれが活動するだけでなく、皆が顔を合わせて検討できるような全体会議の開催について検討してほしい。	御要望として承ります。
10	市役所、警察、児童相談所の連携が不足している。事故が起きなければ警察は動かない。児童相談所は知らなかったと言う。事件や事故が起きないように、厚木市が主体となって連携を深めてほしい。	御要望として承ります。
11	障がい者理解の促進は、障がい福祉課だけではなく、市全体で担うものだと思う。教育、就労、地域に携わっている部署において取り組んでもらえると、より効果があるのではないか。	障がい特性を理解するためのガイドブックを作成し、教育機関や商工会議所を通して市内の一般企業に配付しています。 また、障がい者がアパートを借りて一人暮らしをしようとする時に、不動産屋等に障がい特性を正しく理解してもらうための冊子を作成して配布しています。 今後とも、市全体として取り組んでいけるよう皆様と協力してまいります。

No.	質問・意見の概要	市の考え方
12	<p>計画相談支援を契約している人は増加しているが、特別支援学校卒業後に一般就労した人で、サービスを利用していない人の支援がない。計画相談支援が入っていれば、必ず支援者がいることになるので、サービスを利用するためだけではなく、こうしたメリットに着目して、セルフプランではなくサービス等利用計画を進めてほしい。年度の切替時でいいので、計画相談支援の達成率（契約者）を計画に記載してほしい。</p>	<p>サービス等利用計画は、障害福祉サービスを受けようとするときに作成するものです。</p> <p>特別支援学校卒業後に一般就労した方がお困りの場合には、障がい者相談支援センター等を活用していただきますよう更なる周知を図ってまいります。</p> <p>計画相談支援の達成率を計画に記載することにつきましては、今後、検討いたします。</p>
13	<p>就労定着支援は、就労移行支援事業所から企業就労した人が一年以内に受けられるというサービスのことだと思うが、総合的な就労相談と専門的機関との連携強化はどこがやるのか。</p>	<p>就労定着支援は、法律に基づく障害福祉サービスであり、平成30年度から新設されるものです。</p> <p>総合的な就労相談と専門的機関との連携強化につきましては、事業化に向けて、現在調整しているところです。</p>
14	<p>ヘルプカードの活用だけではなく、ヘルプカードサポートブックのようなものがあるとよい。</p> <p>「自分は列に並べない」、「避難所等大勢の人と過ごせない」等防災に関する情報として、支援してほしい内容や障がいの特性を記載できるようなサブの冊子を作成してほしい。</p>	<p>ヘルプカードと一緒に作成したチラシとともに、様々な機会を捉えて周知に努めています。サブの冊子につきましては、障がい者がどのような場面で使い道があるのかを考えた上で検討してまいります。</p>
15	<p>平成27年度の障がい者数4,202人の内訳が知りたい。</p>	<p>重複の障がい者を除いた人数のため、正確な内訳は出していません。4,202人は、障がい者のうち高齢者の人数ですが、身体障がい者が多くを占めています。</p>

No.	質問・意見の概要	市の考え方
16	<p>包括的支援の在り方は、介護保険利用者、障がい者を含めた地域生活支援拠点として考えてよろしいか。</p> <p>国は様々な分野で地域生活支援拠点を作るように言っている。市町村としては一元化するしかないだろう。障がい者だけではなく、困っている市民全てを含めた地域生活支援拠点と捉えたとしたら、どのようにしていくか、市として方針を出した方がいいのではないか。資源がない中では、面的に整備をしていかなければならないと思うが、緊急時の受入れは全てが対象となるのか不安に感じている。</p>	<p>包括的支援とは、障がい者相談支援センターと地域包括支援センターが地域福祉の拠点として連携し、障がい者に限らず支援を必要とする方を地域全体で支えていこうとするものです。市全体として目指していく姿となります。</p> <p>地域生活支援拠点とは、相談、緊急時の受入れ、グループホームの体験、専門性、地域の体制づくりといった居住支援のための機能となりますが、本市は地域の事業所等がその機能を分担する面的整備型で進めています。</p> <p>これまで障がいの特性上課題となっていた夜間、休日等における緊急時の受入れや対応について整備をしましたが、拠点としての機能が十分に果たせるよう、課題の検証及び課題解決に向けた取組を行いながら運用してまいります。</p>
17	<p>現在、地域包括支援センターは10箇所、障がい者相談支援センターは5箇所であるが、相談支援専門員1人で2つの地域包括を担当するのは困難である。先ほど、精神障がい者に特化したところへ相談をとという話があったが、地域割りされている中では、地域が抱えることになってしまう。障がい者相談支援センターの機能強化とはどういうことか知りたい。障がい者相談支援センターともしっかり連携がとれるような体制づくりをお願いしたい。</p>	<p>障がい者相談支援センターの厳しい現状は認識しております。将来的に障がい者相談支援センターを増やすのか、あるいは人員を増やすのか、機能強化の具体的内容については、今後、検討いたします。</p> <p>また、精神障がい者の相談は年々増加しています。困ったことがあれば、気軽に障がい福祉課、障がい者基幹相談支援センター、地域を超えて、他の障がい者相談支援センターにも相談していただくようお願いいたします。</p>

No.	質問・意見の概要	市の考え方
18	<p>学校教育との連携が見えてこない。児童の相談は、どこがどのように連携を図っていくのか。一貫した療育支援体制の確立における取組でも、介助員の配置や特別支援学級とあるが、これをどうしていくのか。地域の団体等のところでも、学校は非常に重要なのに「e t c」の中に学校が含まれてしまうのは残念である。子どもの頃からの障がい理解や差別をしない教育が大切である。計画では、学校教育との連携をどのように捉えているか。</p>	<p>学校教育との連携は、大変重要であると認識しています。障がい児の生活の場には、教育、保健、福祉、医療、就労等のさまざまな関係機関が関わっています。それぞれが連携を図り、一貫した支援が提供出来る体制を構築してまいります。</p>
19	<p>8～10年前のことであるが、介助員の配置を学校に要望しても受け入れてもらえず、私自身が発達障がいのある我が子を介助するしかなかった。当時は、発達障がい児に対する支援が薄いと感じていた。現在でも、学校現場では対応に苦慮していると思う。所管は教育委員会になると思うが、このことから、学校との連携は不可欠であると考えている。</p>	<p>学校生活に課題がある場合には、個々に合わせた支援の一つとして、保育所等訪問支援を活用していただくよう、小中学校の校長会等をお願いしているところです。</p>
20	<p>障がい者や家族等についての実態把握はありがたい。本人だけではなく家族も大変困っている。そうした状況をよく把握して必要な支援につなげてもらいたい。</p>	<p>実態把握は、地域包括ケア社会の実現に向けて、大変重要な取組として捉えています。地域で孤立しているお困りの方を把握し、適切な支援につなげていきたいと考えています。</p>
21	<p>ヘルプカードに厚木市と印字してあるが、市外でも通用するものか。</p>	<p>このデザインは東京都が考案したものです。本市独自のデザインも検討しましたが、東京都が他の地方公共団体においても活用するよう奨励していたこと、神奈川県でもこれに同調したことを踏まえて作成したものです。今後も引き続き、市としてヘルプマークやカードの周知や普及に努めてまいります。</p>
22	<p>達成された姿の「親亡き後も、障がい者の財産や権利が守られている。」の「親亡き後」は必要ないと思う。</p>	<p>今後、検討いたします。</p>

No.	質問・意見の概要	市の考え方
23	障がい者相談支援センターの機能強化ではなく、拡充にしてほしい。機能強化とともに、数も増やしてほしい。地域の身近なところで相談出来ることを大切にしたい。	今後、検討いたします。
24	地域包括支援センターや民生委員と地域ケア会議を開催しているというが、民生委員が当事者についてよく知っているとは限らない。なぜ、当事者や家族の参加がないのか。ぜひ、体験者の生の声をよく聞いてほしい。	地域ケア会議を開催する際には、会議の目的に応じて出席者の調整を行っております。個別ケースの検討に当たっては、本人の意向を尊重した上で、本人や家族が出席をすることもありますので、御理解をお願いいたします。

4 パブリックコメント実施結果

(1) 意見募集期間

平成 29 年 11 月 27 日（月）から平成 29 年 12 月 27 日（水）まで

(2) 意見の件数等

- 意見をいただいた人数 5 人
- 意見の件数 15 件

(3) 意見の反映状況

No	反映区分	件数（件）
1	条例・計画等に反映させたもの	3
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	8
3	今後の取組において参考にするもの	0
4	条例・計画等に反映できないもの	0
5	その他（感想・質問）	4
	合計	15

(4) 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映区分
1	<p>県の障害福祉計画には「指定障害福祉サービス等に従事する者の確保または質の向上等のために講ずる措置」として、障害福祉サービスに従事する職員に対する人権意識等の研修について記載がある。しかしながら、厚木市の障がい者福祉計画の第 4 章「施策の展開」には、一般市民対象の各種啓発事業等はあるものの、職員に対するその種の研修等については記載がない、広く障害者理解を促すため職員に対する研修等も計画に記載すべきである。</p>	<p>県は、事業者指定に関する責任として、指導や監査を行うほか、都道府県が実施するよう定められた研修に加えて、サービス提供人材の確保と資質の向上を目的とした各種研修を実施しています。</p> <p>本市としても、第 5 章「6 良質な障害福祉サービス等の確保のために」の中で、人材の確保や職員研修の機会の確保を記載しています。</p> <p>【109 ページ第 5 章 6】</p>	2

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映区分
2	<p>重度重複障害者に対する支援について、どのような対策を展開していくのか記載がない。しかし、重度重複障害者もいずれ高齢化するのであるから、いまから高齢化対応（生活介護ほか）に係る施策を計画する必要があると思われるので記載すべきである。</p>	<p>重度重複障がい者については、明確な定義は確立されていませんが、本計画の方針として、重症心身障がいや重度の自閉症の方、医療的ケアを必要とする方が利用できるようなサービス体制を促進するとしています。</p> <p>障がい者の高齢化対応につきましては、生活介護の必要量を増加で見込み、介護保険制度への円滑な移行支援を行うこととしています。</p> <p>【52 ページ第4章3】 【80 ページ第5章2】 【91 ページ第5章4】</p>	2
3	<p>国の方針との関係はあるにしても、厚木市の計画は「地域生活移行の推進」を基調に組み立てられているように感じられる。しかしながら、個々人の知的障害の程度・態様によっては、安心・安全な生活を維持するためには、入所施設における支援が必要不可欠と言える。</p> <p>その点に関して、第4章の施策の方向7「日常生活を支えるサービスの充実」の項で、「在宅での生活が困難になったときは、施設での生活も選択できます」とあるが、これに対する施設の整備・充実については何の記載もない。何らかの記載が必要である。</p>	<p>国の基本指針では、本計画に定める事項として、障害福祉サービスの提供体制を確保していくための目標や必要量を見込むものとしています。</p> <p>「福祉施設の入所者の地域生活への移行目標」では、入所施設における支援の必要性を勘案した上で、施設入所者の利用見込数を定めています。</p> <p>【79 ページ第5章1】 【81 ページ第5章3】</p>	2

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映区分
4	<p>障がい児について、教育でいえば小学校から高校までの支援体制は、ある程度整っていると考えている。しかし、成人になってからの自立した生活をしていくため、特に親亡き後の生活について心配をしている。</p> <p>障がい者が自立して生活できるよう、特に就労の面において、きめ細かな支援体制を考えてほしい。</p>	<p>障がい者が地域の中で自立した社会生活を送るためには、障がい者の特性に配慮した就労支援が重要です。</p> <p>本市としても、福祉的就労、職業訓練、一般就労など様々な選択肢を視野に入れながら、関係機関と連携を図り、就労から定着までの機能強化を進めることとしています。</p> <p>【59 ページ第4章5】</p>	2
5	<p>基本理念2で「障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり」とあるが、身体障がい者の方であれば自分で意思決定できると思われるが、知的障がい者、精神障がい者には自分で意思決定ができない方がいる。</p> <p>この点を考えると、この表現で大丈夫か心配である。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基本理念では、障がい者本人が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定しています。</p> <p>障がいの特性により、自ら意思決定することが困難な場合には、支援者が本人の最善の利益を判断する手続きとして、国が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に則して、適切な意思決定支援を行うことが重要です。</p> <p>これらを踏まえて、障がい者本人の主体性が尊重されるまちづくりを目指していくものとして、基本理念2を定めています。</p> <p>【40 ページ第3章2】</p>	2

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映区分
6	<p>高齢者では、地域ケア会議やケース会議があり、ケアマネジャーがいてサービスを決定できる体制がある。しかし、障がい児については、関係機関の連携がなく分断されており、ケアマネジャーもいないので、サービスは親が決めている。</p> <p>この点については、どのようにしていくのか。</p>	<p>障がい者も高齢者と同様に、サービスを利用するにあたっては、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成し、サービス等調整会議を開催することになっています。</p> <p>今後は、相談支援専門員の数を確保するとともに、保護者等が作成するセルフプランからサービス等利用計画への移行促進を本計画の指標の一つとしています。</p> <p>また、成長の記録や支援、教育の記録をファイルするマイサポートブックも活用しながら、関係機関との連携を促進することとしています。</p> <p>【55 ページ第4章4】 【57 ページ “ ”】</p>	2
7	<p>厚木市障害者福祉計画第4期の実績、考察を公表して欲しい。第4期の考察があつて第5期の計画があるべきではないでしょうか。</p> <p>福祉計画の進行状況や分析を定期的に検討し公表しないと、計画だけで終わってしまうのではないかと不安です。是非、定期的な検討の場を設けていただきたい。</p>	<p>計画の実績等については、毎年度、保健福祉審議会に報告し、公表しています。</p> <p>第5期の計画策定に当たっては、アンケートの調査結果や第4期の実績、考察を踏まえて、保健福祉審議会や障害者協議会等で検討しています。</p> <p>【15 ページ第1章5】</p>	2
8	<p>地域での活動に障害者はつながりを持ちたいが、一般の方はどうつながったら良いか判らないのではないのでしょうか。大人になってから支援の必要な人や支援の方法を学ぶのではなく、学齢期からいろいろな人や個性を知る機会を増やせるよう学校教育の場面でも考えていただきたい。</p>	<p>学齢期からいろいろな人や個性を知る機会を通し、望まれる支援について学ぶためには、障がいのある子との交流及び共同学習を通して相互理解を図ることが極めて重要です。</p> <p>本市としても、交流及び共同学習を推進することとしています。</p> <p>【47 ページ第4章1】</p>	2

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映区分
9	第5期福祉計画の将来像、基本理念を基に2025年の達成された姿が現実になる事を切に願っております。	2025年の達成された姿が実現できるよう、市民・事業者・関係機関と連携を図りながら、「すべての人がともに生きるまちづくり」を目指してまいります。 【43 ページ第3章4】	5
10	福祉の推進を福祉の領域から発信しても市民に波及しにくい。全セクションで、具体的に実行できることを挙げてはどうか。	第9厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」においても、将来を見据えた重点プロジェクトとして、地域包括ケア関連事業を位置付けています。 「地域包括ケア社会の実現」は、福祉の領域に留まることなく、全庁的に推進すべきものと考えておりますので、庁内の横断的な連絡会議を設け、それぞれの部署で取り組むことのできる効果的な事業を設定し、取り組んでまいります。	5
11	判断する能力が十分でないという事は誤解である。 特性に合わせた教育方が確立されていない、本人に分かる伝え方を周囲が行っていない等のため正しく判断できないことがあるが正解である。	障がいの特性によっては、適切な教育や意思決定支援により、正しく判断できる場合や、そうでない場合があることを踏まえ、「障がいの特性により、物事を判断することが難しい場合」と表記を修正します。 【49 ページ第4章2】	1
12	障害理解の促進のために、交流教育を行うのが主目的のはずがない。好ましくない例ととられなくもない。	障害者基本法は、交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないと定めていますので、本市としても、障がい者理解のために、重要な取組の一つとして位置付けています。 なお、誤解を招きやすいため、交流教育ではなく、「交流及び共同学習」と表記を法に合わせて修正します。 【47 ページ第4章1】	1

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映区分
13	障がい者体育大会には限定的な人しか関わっておらず、啓発ととらえ難い。	障がい者体育大会は、毎年各種団体からボランティアとして多数の方々が参加しており、直接携わることで、障がい者とのコミュニケーションの取り方やサポートの仕方に気づいていただくなど、障がい者理解の促進につながる取組と捉えています。 【47 ページ第4章1】	5
14	県央地域就労援助センターぽむは、「ぽむ」ではなく、「なかぽつ(ぽむ)」とすべきでは。	なかぽつの正式名称は、障害者就業・生活支援センターです。国の制度に基づき、障がい者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う支援機関であり、県が設置した県央地域就労援助センターぽむの中に併設されていることは承知しています。 より分かりやすくするために、正式名称である「県央地域就労援助センター障害者就業・生活支援センターぽむ」と表記を修正します。 【59 ページ第4章5】	1
15	そもそも第4期の振り返りは実施されたのか。	本計画の策定に当たっては、アンケートの調査結果や第4期の実績、考察を踏まえて振り返りを実施し、保健福祉審議会や障害者協議会等で検討しています。	5

5 厚木市保健福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 社会福祉事業従事者
- (3) 保健福祉関係団体の代表
- (4) 住民自治組織の代表
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉庶務主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第8号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第41号）

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第30号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日以後最初に行われる審議会の委員の委嘱（補欠の委員に係るものを除く。）から適用する。

6 厚木市保健福祉審議会委員名簿

平成 29 年 8 月 1 日現在

役 職	氏 名	選出区分
会 長	大 高 松 太 朗	学 識 経 験 者
職務代理	渡 邊 治 代	保健福祉関係団体の代表
委 員	内 井 嘉 巳	公 募 に よ る 市 民
〃	勝 亦 悦 郎	公 募 に よ る 市 民
〃	瀧 波 栄 子	公 募 に よ る 市 民
〃	平 嶺 一 昭	社 会 福 祉 事 業 従 事 者
〃	山 本 喜 徳	社 会 福 祉 事 業 従 事 者
〃	前 場 政 行	保健福祉関係団体の代表
〃	藤 田 理 恵	保健福祉関係団体の代表
〃	北 風 純 章	保健福祉関係団体の代表
〃	笹 山 恵 一 郎	住 民 自 治 組 織 の 代 表
〃	野 村 直 樹	学 識 経 験 者
〃	黒 沼 由 江	学 識 経 験 者
〃	長 岡 正	関 係 行 政 機 関 の 職 員
〃	高 橋 文 明	関 係 行 政 機 関 の 職 員

7 厚木市障害者協議会規程

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第89条の3第1項の規定に基づき、厚木市障害者協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第89条の3第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別事例に係る支援の在り方に関すること。
- (2) 厚木市障害者福祉計画及び厚木市障害福祉計画の進捗状況を把握し、必要に応じて助言等を行うこと。
- (3) その他障害福祉に関する重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関等から推薦された者をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出するものとする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(実務者会議)

第6条 協議会に、第2条に規定する所掌事項について必要な検討を行わせるため、実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、別表に掲げる機関等に属する実務者をもって組織する。
- 3 実務者会議に議長及び副議長を置く。
- 4 第4条第2項から第4項まで及び前条の規定は、実務者会議について準用する。

(プロジェクトチーム)

第7条 実務者会議に、第2条に規定する所掌事項について必要な検討を行わせるため、プロジェクトチームを置く。

- 2 プロジェクトチームは、別表に掲げる機関等から推薦された者をもって組織する。
- 3 プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダーを置く。
- 4 第4条第2項から第4項まで及び第5条の規定は、プロジェクトチームについて準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、厚木市福祉部障害福祉主管課において処理する。ただし、協議会の庶務の全部又は一部を障がい者基幹相談支援センターに委託することができる。

(個人情報保護)

第9条 協議会の関係者又は関係者であった者は、協議会の運営を通じて知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月11日から施行する。

別表（第3条関係、第6条関係、第7条関係）

	構 成 機 関 等 名
1	学識経験者
2	厚木医師会
3	精神科病院協会
4	厚木市身体障害者福祉協会
5	厚木市手をつなぐ育成会
6	厚木市自閉症児・者親の会
7	精神保健福祉促進会フレッシュ厚木
8	厚木地区知的障害施設連絡会
9	厚木市障害者福祉事業所連絡会
10	厚木市・愛川町・清川村地域精神保健福祉団体連絡会
11	厚木市居宅介護事業所連絡会
12	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 七沢自立支援ホーム
13	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
14	厚木市民生委員児童委員協議会
15	相談支援事業者
16	地域包括支援センター
17	厚木市教育委員会
18	特別支援学校
19	厚木公共職業安定所
20	県央地域就労援助センター
21	厚木児童相談所
22	厚木保健福祉事務所
23	厚木市社会福祉協議会
24	厚木市福祉総務課地域包括ケア推進担当
25	厚木市障がい福祉課

8 厚木市障害者協議会実務者会議委員名簿

平成 29 年 4 月 1 日現在

役職	氏名	構成機関等名
議長	小菅 英治	相談支援事業者
副議長	園原 覚	厚木市社会福祉協議会
委員	中正 剛	厚木医師会
〃	渡辺 淳	精神科病院協会
〃	開沼 クミ子	厚木市身体障害者福祉協会
〃	風間 陽子	厚木市手をつなぐ育成会
〃	宮本 由美子	厚木市自閉症児・者親の会
〃	伊藤 登志美	精神保健福祉促進会フレッシュ厚木
〃	伊藤 友二	厚木地区知的障害施設連絡会
〃	六反 芳樹	厚木市障害者福祉事業所連絡会
〃	佐藤 慎二郎	厚木市・愛川町・清川村地域 精神保健福祉団体連絡会
〃	中島 ルミ	厚木市居宅介護事業所連絡会
〃	永島 真弓	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション 事業団七沢自立支援ホーム
〃	加藤 靖教	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
〃	曾根 茂	厚木市民生委員児童委員協議会
〃	土屋 まさみ	地域包括支援センター
〃	小島 あき子	厚木市教育委員会
〃	伊藤 伸一郎	特別支援学校
〃	当摩 香	特別支援学校
〃	能沢 日世志	厚木公共職業安定所
〃	坂本 智	県央地域就労援助センター
〃	永江 宏嘉	厚木児童相談所
〃	千葉 英雄	厚木保健福祉事務所
〃	山崎 登士	厚木市福祉総務課地域包括ケア推進担当
〃	西村 治	厚木市障がい福祉課

9 厚木市地域福祉推進会議設置規程

(設置)

第1条 地区市民センター区域ごとに設立された地区地域福祉推進委員会（以下「地区推進委員会」という。）活動の情報交換などを行うことにより、各地区における地域福祉活動の充実を図り、もって厚木市地域福祉計画（以下「計画」という。）の着実な推進を図るため、厚木市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 推進会議に委員長1人及び副委員長1人を置く。

3 委員長には福祉総務課長を充て、副委員長には市民協働推進課長を充てる。

(所掌事項)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 計画の策定及び推進に関すること。

(2) 地区推進委員会活動の情報交換、連絡調整に関すること。

(3) 地区民生委員児童委員協議会に関する情報交換、連絡調整に関すること。

(4) その他計画の策定及び推進について必要な事項に関すること。

(委員長等)

第4条 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会で調査検討した事項について、必要に応じて市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉部福祉総務課が行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 29 日から施行する。

10 厚木市地域福祉推進会議委員名簿

役 職	職 名
委 員 長	福祉総務課長
副 委 員 長	市民協働推進課長
委 員	厚木北地区市民センター所長
〃	厚木南地区市民センター所長
〃	依知北地区市民センター所長
〃	依知南地区市民センター所長
〃	睦合北地区市民センター所長
〃	睦合南地区市民センター所長
〃	睦合西地区市民センター所長
〃	荻野地区市民センター所長
〃	小鮎地区市民センター所長
〃	南毛利地区市民センター所長
〃	愛甲地区市民センター所長
〃	玉川地区市民センター所長
〃	森の里地区市民センター所長
〃	相川地区市民センター所長
〃	緑ヶ丘地区市民センター所長
〃	地域包括ケア推進担当課長
〃	障がい福祉課長
〃	介護福祉課長
〃	高齢者支援担当課長
〃	健康づくり課長
〃	こども育成課長
〃	環境事業課長
〃	商業にぎわい課長
〃	住宅課長
〃	教育指導課長
〃	社会教育課長
〃	社会福祉協議会事務局次長

11 諮問・答申

(1) 諮問

平成 29 年 10 月 10 日

厚木市保健福祉審議会
会長 大高 松太郎 様

厚木市長 小林 常良

厚木市地域福祉計画（第 4 期）、厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 7 期）及び厚木市障がい者福祉計画（第 5 期）の素案について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

添付資料

- 1 厚木市地域福祉計画（第 4 期）素案
- 2 厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 7 期）素案
- 3 厚木市障がい者福祉計画（第 5 期）素案

(2) 答申

平成 29 年 10 月 20 日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市保健福祉審議会
会長 大高 松太郎

厚木市地域福祉計画（第 4 期）、厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 7 期）及び厚木市障がい者福祉計画（第 5 期）の素案について（答申）

平成 29 年 10 月 10 日付けで諮問のあった厚木市地域福祉計画（第 4 期）、厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 7 期）及び厚木市障がい者福祉計画（第 5 期）の素案について、本審議会における慎重な審議を重ねた結果、全員一致をもって次の結論を得たので、ここに答申いたします。

答 申

厚木市地域福祉計画、厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び厚木市障がい者福祉計画は、社会福祉法を始めとした福祉関連法に定められた法定計画であり、厚木市総合計画の個別計画として位置付けられ、また、福祉に関する計画として相互に結びつけられている。

これらの計画は、いずれも「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」という同一の将来像を掲げるとともに、市民に取り組んでいただきたい地域づくりの在り方「見守り、見守られ、支え合う地域づくり」を共通認識の根底に据え、いわゆる地域包括ケアの視点で横串を通した計画としている。また、計画の策定に当たっては、平成 28 年度に実施された市民アンケートの調査結果を基に、庁内会議での検討を重ねるとともに、市民意見交換会での意見聴取、地域福祉推進協議会等の議論を踏まえ策定されたものであり、福祉関連施策を推進する計画として適切なものと判断した。

なお、本答申は、委員から提起された意見に基づき、本審議会の総意としてまとめたものであるが、計画の推進に当たっては、次の項目に配慮されることをお願いしたい。

1 地域福祉計画

(1) 見守り活動の充実について

地域における見守り活動に当たっては、個人情報等の壁が地域活動の弊害となっているとの意見がある。しかしながら、プライバシーに関する情報などの個人の私的領域に踏み込むことなく、日頃からの適度な距離感を保った御近所付き合いや関係づくりを築くことは可能であり、この関係こそが、地域におけるゆるやかな見守り活動や災害時における避難支援活動等の基礎になるものとする。

地域の善意による自主的な取組が更に活発になり、また、「見守り、見守られ、支え合う地域づくり」の実現が確実なものとなるよう、活動に当たってのノウハウやポイントについて市民に対し積極的な情報提供に努め、「福祉発の地域づくり」を進められたい。

(2) 地域の人とつながりを持てる場や交流の機会について

平成 28 年度に実施された高齢者一般調査、ひとり暮らし老人登録者調査及び障害福祉サービス利用実態調査によると、地域の人とつながりを持てる場や交流の機会について、「ない」又は「無回答」を選択した市民が多くいることが明らかとなっている。

特に、地域の人とつながりを持てる場や交流の機会がないと感じる市民にとっては、つながりを持っていただくための呼びかけや地域が主体となって運営している催物等を知っていただくための取組にも工夫が必要であるとする。

基本目標に掲げる「全ての人々がつながり、地域で支え合う共生のまち」の実現に向けて、地域の誰もが気軽に立ち寄り、憩うことができる居場所づくりの推進に向けた施策に取り組み、生きがいづくりや介護予防、仲間づくりを通じて、地域の人とのつながりがある地域コミュニティの形成に努められたい。

(3) 在宅（自宅や老人ホーム）での看取りについて

地域包括ケアシステムの構築が進み、在宅医療に必要な医療と介護の連携が図られてきてはいるが、依然として市民の多くは病院で終末を迎えており、「人生の最期を自宅で迎えたい。」と思う市民にとって、在宅医療による看取りが選択の一つであることは、あまり認知されていない。

また、市民が「終のすみか」として選んだ老人ホーム等の施設においても、看取りに対する認識や体制が十分とは言えない状況にある。

超高齢社会を迎え、医療体制の逼迫が顕在化しつつある中で、地域医療との連携を図りながら、在宅での看取りについて広く啓発するなど、具体的な取組を進められたい。

2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

認知症は特別な疾患ではなく、誰にも起こり得る脳の病気であり、全国的にみても、認知症の人の数は、2025年には700万人を越え、65歳以上の高齢者のうち5人に1人が認知症になると推計されている。

認知症に対する理解が広まり、見守り等の様々な支援体制が整備されるよう、認知症サポーターの役割等をより具体的なものとするとともに、認知症の症状や対応を正しく理解し、認知症の方やその家族を地域全体で支える仕組づくりを進められたい。

3 障がい者福祉計画

障がい者に対する差別は、依然として根強いものがあると思われ、素案では、「障がいを身近なものとして理解できるまちづくり」を基本理念として掲げている。

「全ての人に分け隔てられることのないまちづくり」を目指し、障がい・障がい者への理解を深め、誰もが尊重されている社会を実現するために、普及啓発活動のほか、正しい理解につながる交流事業等の施策に取り組まれたい。

4 福祉等に携わる人の確保

(1) 介護職・福祉職の人材確保支援について

介護及び障がい者福祉に携わる人材の不足は、介護及び障害福祉サービス供給量等の不足に直結するため、厚木市内で福祉に携わることに魅力を感じてもらおう観点に立って、介護職人材確保支援事業を始めとした人材確保のための施策に取り組まれたい。

(2) 地域で支え合う人づくりについて

単独世帯、高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などが増加する中、いわゆる「向こう三軒両隣」のつながりなど、身近な場所でゆるやかな見守りの意識を持つ人々の輪を広げ、地域で支え合う活動を支援する施策に取り組まれたい。

厚木市保健福祉審議会	会 長	大高松太朗
	職務代理	渡邊 治代
	委 員	内井 嘉巳
	委 員	勝亦 悦郎
	委 員	瀧波 栄子
	委 員	平嶺 一昭
	委 員	山本 喜徳
	委 員	前場 政行
	委 員	藤田 理恵
	委 員	北風 純章
	委 員	笹山恵一郎
	委 員	野村 直樹
	委 員	黒沼 由江
	委 員	長岡 正
	委 員	高橋 文明

12 用語集

〈あ行〉

意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、自らの意思が反映された日常生活を送ることができるように、可能な限り本人が意思決定できるような支援、本人の意思及び選好の推定、その推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業所の職員が行う支援の行為及び仕組みをいいます。

医療的ケア

医師の指導の下、保護者や看護師が日常的・応急的に行う、経管栄養、たんの吸引などの行為をいいます。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non Profit Organization（非営利組織）の略で、非営利で自発的に市民活動を行う民間の組織のことをいいます。このうち、法律に基づいて法人格を取得したものが特定非営利活動法人（NPO法人）です。

〈か行〉

ケアマネジャー

認定された要介護者等の心身の状況に応じて、適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、サービス事業者等との連絡・調整をし、居宅サービス計画を作成したり、相談を行ったりする専門職です。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

工賃

就労継続支援での生産活動によって得られた収入から、必要な経費を控除した金額に相当する額を、事業所を利用する障がい者に対して支払うものです。

合理的配慮

障がい者の実質的平等を確保するために、過度な負担になりすぎない範囲で行う手助け、施設の改良、補助手段の提供などをいいます。

コミュニティカフェ

孤独死等人間関係の希薄化が社会問題になる中、地域住民が集まる居場所になっているところの総称で、全国的に広まっています。

〈さ行〉

市民後見人

弁護士等の専門職後見人に対し、自治体等が行う養成研修により後見活動に必要な法律や知識を身に付けて、家庭裁判所から選任された市民を市民後見人といいます。

障がい等で物事を判断することが難しい人に親族がいない場合、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を表すもので、医学的な診断名ではなく、児童福祉法の規定による呼び方です。

〈さ行〉

生活習慣病

食習慣・運動習慣・休養（ストレス）・喫煙・飲酒等の生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称で、代表的な病気として糖尿病や心筋梗塞、脳卒中、ガンなどがあります。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約等を代行して行うものです。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

相談支援専門員

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス事業者等との連絡・調整を行い、サービス等利用計画を作成するなど、全般的な相談支援を行う専門職で、研修や実務経験等一定の要件が定められています。

〈た行〉

地域包括ケア社会

地域における生活の基盤となる住まい・生活支援に加え、専門職による医療・介護・介護予防を提供する「地域包括ケアシステム」を基盤とし、高齢者、障がい者、子どもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会です。

超高齢社会

総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が、21%を超える社会をいいます。

なお、7%を超えると「高齢化社会」といい、14%を超えると「高齢社会」といいます。

通級指導教室

話し言葉や聞こえ方に遅れがあったり、人とのかかわりが困難であったりする児童に対し、学校生活上困っている点について改善を図るため設置された教室です。

〈な行〉

認知症

正常に発達した知的能力が、脳の病気や障がいにより生じるもの忘れや思考力、判断力の低下等の状態の総称です。

〈は行〉

バリアフリー

もとは建築用語で、障がい者等の行動を妨げている建築的な障壁を取り除くことをいいます。最近では、障がい者等が社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く「こころのバリアフリー」も含めています。

〈や行〉

要約筆記者

聴覚障がい者への情報保障手段の一つとして、話している内容を要約し、文字として伝える人をいいます。

厚木市障がい者福祉計画（第5期）

平成 30 年 3 月

発 行 厚木市

編 集 福祉部 障がい福祉課

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

TEL 046 (225) 2225

URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>
